



「生産性向上の経営計画策定で中小企業に減税措置」

経済産業省は、中小企業が生産性の向上を目指す経営計画を策定することを条件に、新規の設備投資に係る固定資産税の減税措置を受けられる仕組みをつくる。

平成 28 年度の税制改正で、「中小企業が生産性向上に関する法律（仮称）」の制定を前提に、「中小企業者等が同法の施行の日から平成 30 年度末までに、一定の機械及び装置の取得をした場合に、固定資産税の課税標準を最初の 3 年間価格の 2 分の 1 とする特例措置」を創設する。税制の優遇措置で、固定資産税の減税は初めてとなる。

本制度は、現行の「生産性向上設備投資減税（※）」を拡充させ、具体的には、赤字企業も含め、設備投資・人材育成・経営手法改善等を盛り込んだ生産性向上（1%以上）計画を事業所管大臣から認定を受け、新規に取得する機械装置（160万円以上）が対象となる。

（※）平成 26 年 1 月施行（～平成 29 年 3 月末）、「生産性を特に向上させると認められた設備投資（工業会認定の最新設備または生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）について、即時償却また最大 5%の税額控除等が適用出来る」税制優遇措置。

中小企業政策審議会の報告によれば、大企業と中小企業との生産性格差は 2 倍程度で、その差も拡大傾向にある（下表参照）。

<従業員一人当たり付加価値額※> (単位：万円、%)

		2012 年	2014 年	伸び率
製造業	大企業	1,140	1,330	16.7
	中小企業	535	547	2.2
非製造業	大企業	1,160	1,212	4.5
	中小企業	550	570	3.6

※付加価値額：営業利益+人件費+減価償却費 (財務省：法人企業統計年報)

また、中小企業では、資本ストックに対する新設設備の割合が大企業よりも少なく、古い設備を使い続ける傾向があり、設備の老朽化が進んでいる。因みに、有形固定資産の新設比率は、2014 年製造業・大企業 20.3%、同・中小 16.1%、非製造業・大企業 13.8%、同・中小 11.6%となっている（中小企業政策審議会）。

企業の生産性向上のためには、本業の営業利益向上のほか、新たな需要を取り込める一定の設備投資は必要で、本措置は法人税の優遇措置とは異なり、赤字企業でも利用可能なことから、大きな効果も期待できよう。

※ JRS 経営情報の中から、次のコンテンツを参考にしてください。

- 付加価値とは何か③付加価値をどこからつくるか・・・ (2015-0979)
 - 「物」からみた労働生産性と数値の検討・・・ (1152-0262)
 - モノづくり企業の付加価値アップ作戦①強みのレベルアップ・・・ (2015-0982)
 - 平成 28 年度税制改正の大綱の概要・・・ (2015-1011)
 - 成長性を利用した実際の分析のやり方・・・ (1152-0265)
 - 設備投資評価の具体例・・・ (2007-0548)
- () 内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。またお探しの情報が不明な場合はご連絡ください。(☎0120-89-0240)